

第 1 章 計画策定における基本的事項

1 計画策定の背景、趣旨及び目的

子どもが健やかに明るく育つこと、これは日本の未来を託す子どもに対する国民全体の願いです。すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら夢と希望をもち、未来の担い手として、個性豊かにたくましく育っていけるような環境をつくる必要があります。

計画を策定するにあたり、まず、国の現状などの背景を明らかにするとともに、本市が策定する趣旨や目的を明確にします。

(1) 計画策定の背景

① 国の人口減少及び少子化の動向

わが国では、平成 16 年（2004 年）をピークに人口減少社会が到来し、平成 18 年 12 月の「日本の将来推計人口」の中位推計では、総人口は平成 67 年（2055 年）には 8,993 万人となり、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,769 万人と比較すると、3,776 万人減少すると言われています。

また、出生数は、昭和 46～49 年（1971～1974 年）の第 2 次ベビーブーム期には年間約 210 万人でしたが、それ以降減少しており、平成 20 年（2008 年）は 109 万 1,150 人でした。合計特殊出生率については、昭和 48 年（1973 年）は 2.14 でしたが、平成 18 年（2007 年）から 3 年連続で上昇しているものの、平成 20 年は 1.37 であり、欧米諸国と比較しても極めて低い水準となっています。

このように、わが国では出生数の減少傾向が続き、少子高齢化が進行しています。さらに、未婚化・晩婚化の進行により、今後も厳しい状況が見込まれます。

② 諸外国の合計特殊出生率の状況

欧米諸国（アメリカ合衆国、フランス、スウェーデン、イギリス、イタリア、ドイツ）の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代まではすべての国で 2.0 以上の水準であったものの、その後低下しましたが、ここ数年では回復する国もみられるようになってきました。中でもフランスが 2.02（平成 20 年（2008 年））、スウェーデン（平成 20 年（2008 年））が 1.91 となり、こ

これらの国々は、国が主体となって「仕事と育児・家庭の両立支援」を軸に積極的に政策を進めています。

③ 少子高齢化が社会に及ぼす影響

出生数の減少による若年労働力の減少や高齢者の引退の増加による労働力人口の減少は、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があると言われていています。また、出生数の減少は、年金・医療・介護などの社会保障制度を支える現役世代が人口に占める割合の低下を招くため、現状の社会保障制度の維持が困難になることや、地域においても防犯や消防、文化の伝承など自主的な住民活動をはじめとする地域地縁活動の維持が困難になるなどの問題が生じる可能性があると言われていています。

④ 国の少子化対策

少子化の進行は、社会経済全体に深刻な影響を及ぼすことから、国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を、同年9月には「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化の流れを変えるための総合的な取組を行ってきました。また、少子高齢化の厳しい見通しを踏まえ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪と位置づけ、同時並行的に取り組んできました。

⑤ 子どもを取り巻く法的環境

子どもが健やかに成長していくためには、子どもは常に尊重され、愛護される存在でなければなりません。大人が果たすべき役割や責任について、「児童福祉法（昭和22年）」では、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない、また、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、と定めています。

また、「児童憲章（昭和26年）」では、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、次のとおり3つの大人の守るべき事項を定めています。

- 児童は、人として尊ばれる
- 児童は、社会の一員として重んぜられる
- 児童は、よい環境のなかで育てられる

さらに、「児童の権利に関する条約（平成6年）」では、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を定めています。条約の内容

は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利に大別されています。

しかしながら、子どもが虐待を受けたり犯罪に巻き込まれる事件・事故はあつとを絶ちません。このような背景をもとに「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）」が必要に応じて改正され、国や地方公共団体等では、様々な対策が講じられています。

（2）計画策定の趣旨及び目的

本市においては、平成16年度、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として、子育てに直接かかわる保護者をはじめ、地域や事業主、行政など子どもを取り巻くすべての人々がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携・協働しながら子育て子育て支援に取り組むため、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「静岡市子どもプラン（前期計画）」を策定し、計画を推進してきました。

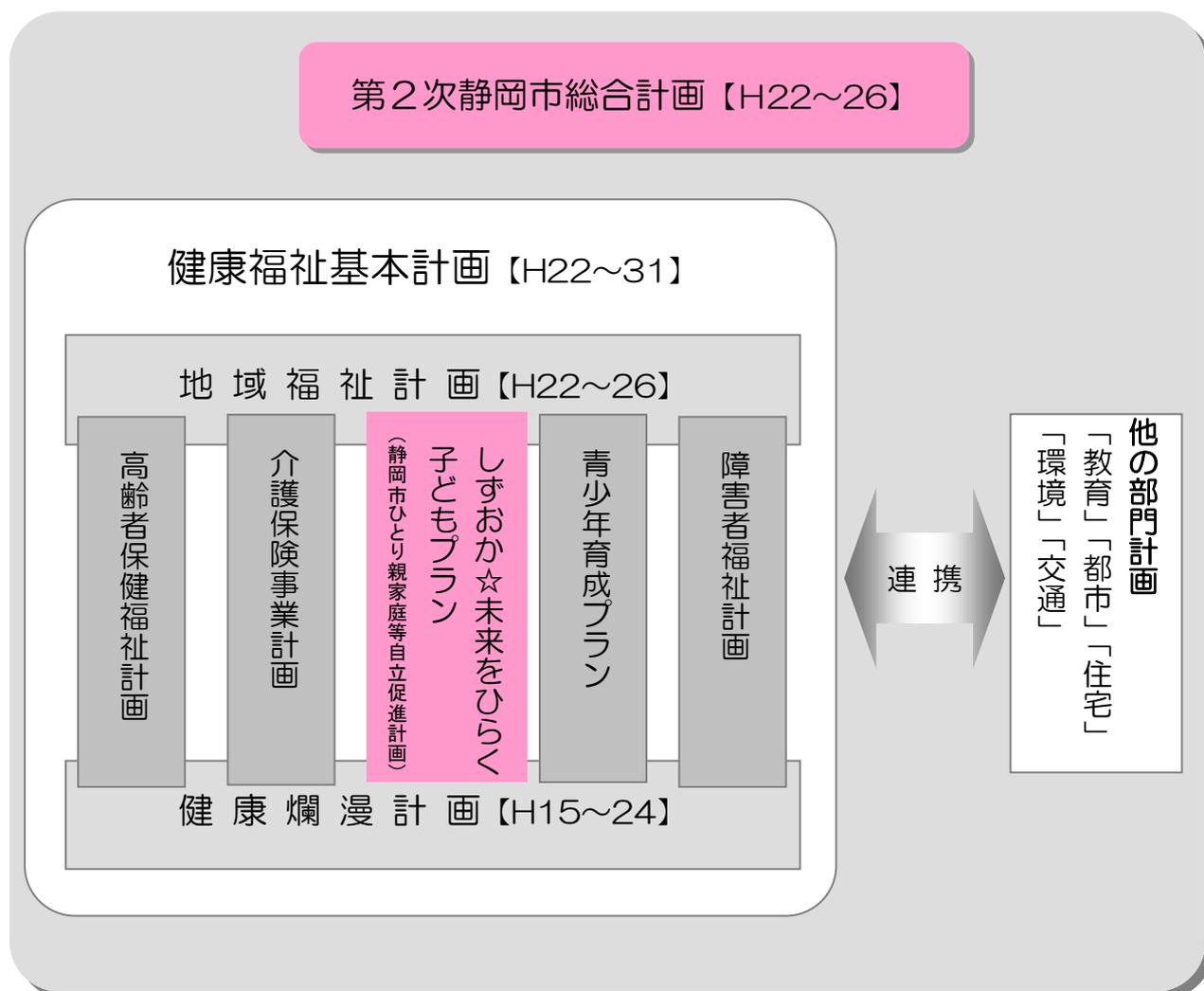
「前期計画」は平成21年度をもって計画の最終年度を迎えるため、次の5か年の計画として、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「しずおか☆未来をひらく子どもプラン（後期計画）」を策定して計画を推進していくこととしました。この計画の策定において、「前期計画」の総合的な進捗状況の点検・評価を行い、計画期間内に達成されなかった事業や引き続き推進していく事業、社会経済情勢の変化に伴う新たなニーズに対応する事業などの検討を行い、これまで以上に子育て子育てしやすいまちづくりを目指して取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画です。「第2次静岡市総合計画」の部門別計画であるとともに、「静岡市健康福祉基本計画」の個別計画として位置づけられています。

また、「青少年育成プラン」「障害者福祉計画」など健康福祉分野の各個別計画や教育・都市・住宅・環境・交通など各部門計画との整合性や連携を図っています。

さらに、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「静岡市ひとり親家庭等自立促進計画」を、この計画の一部として位置づけています。



3 計画期間

この計画における計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。



4 計画の対象

この計画は、市内のすべての子どもとその家族、地域、事業主を対象とします。また、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳までとします。